

2015 年 11 月 16 日 制定

【仮使用認定申請について】

仮使用認定について

検査済証の交付を受ける前の工事中の建築物は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物を除き、原則として使用が禁止されています。従来は特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして「仮使用承認」をしたときは、建築物の一部を仮使用することができるとされてきましたが、平成 27 年 6 月 1 日の建築基準法改正により、指定確認検査機関が「仮使用認定」をしたときも仮使用することが可能となりました。

事前相談について

- ・事前相談にこられる際は、窓口までご連絡ください。打合せ日時を調整させていただきます。
- ・打合せ用として、仮使用認定申請に必要な書類・図面一式 1 部をお持ちください。
- ・事前相談には確認検査員が同席いたします。
- ・建築基準法等の判断、提出書類・図面等の作成、仮使用認定申請のスケジュール等に関するご相談に応じます。

契約等申請手数料について

- ・受理時の審査に適合した後、当社が引受承諾書を発行することにより、確認検査業務約款に基づく契約締結といたします。
- ・契約後、建築確認検査業務手数料規程に基づく請求書及び引受承諾書を送付いたします。引受承諾書の「仮使用検査予定日」までに請求書記載の銀行口座にお振込みください。
- ・請求書、引受承諾書の宛先名、送付先、仮使用認定通知書の連絡・受取り等は「請求書・引受承諾書の宛名等の連絡票（TBTC 第 37 号）」にてお知らせください。
- ・宛先名については「〇〇株式会社」御中、「〇〇株式会社 代表取締役〇〇」様等、正確にお知らせください。なお、宛先名の変更等に伴う**請求書の再発行は原則できませんので、経理処理上の支払者を必ずご確認のうえ記載願います。**
- ・領収書の発行を希望する方はお申し出ください。

仮使用認定申請書の提出に際して

- ・仮使用認定申請に必要な書類は、別紙「仮使用認定申請に必要な書類」のとおりです。当社のホームページよりダウンロードしてください。

仮使用認定通知書等の発行

- ・仮使用認定検査の結果、建築基準法関連規定に適合していると認められる場合は、仮使用認定申請手数料の振込みを確認後、仮使用認定通知書を発行いたします。
- ・仮使用認定検査の結果、建築基準法関連規定に適合していないと判断した場合は、「適合しないと認める旨の通知書」を発行します。

仮使用認定通知書の受領について

- ・仮使用認定通知書の受取りの際には、受領印として、代理者様の印を持参してください。

2015 年 11 月 16 日 制定

別紙. 1

仮使用認定申請に必要な書類

- ・申請に際しては、以下の申請書類等をご用意ください。各申請書類は当社ホームページよりダウンロードし、作成・押印の上、提出してください。（当社は、磁気ディスク等による手続きは受付けておりません。）

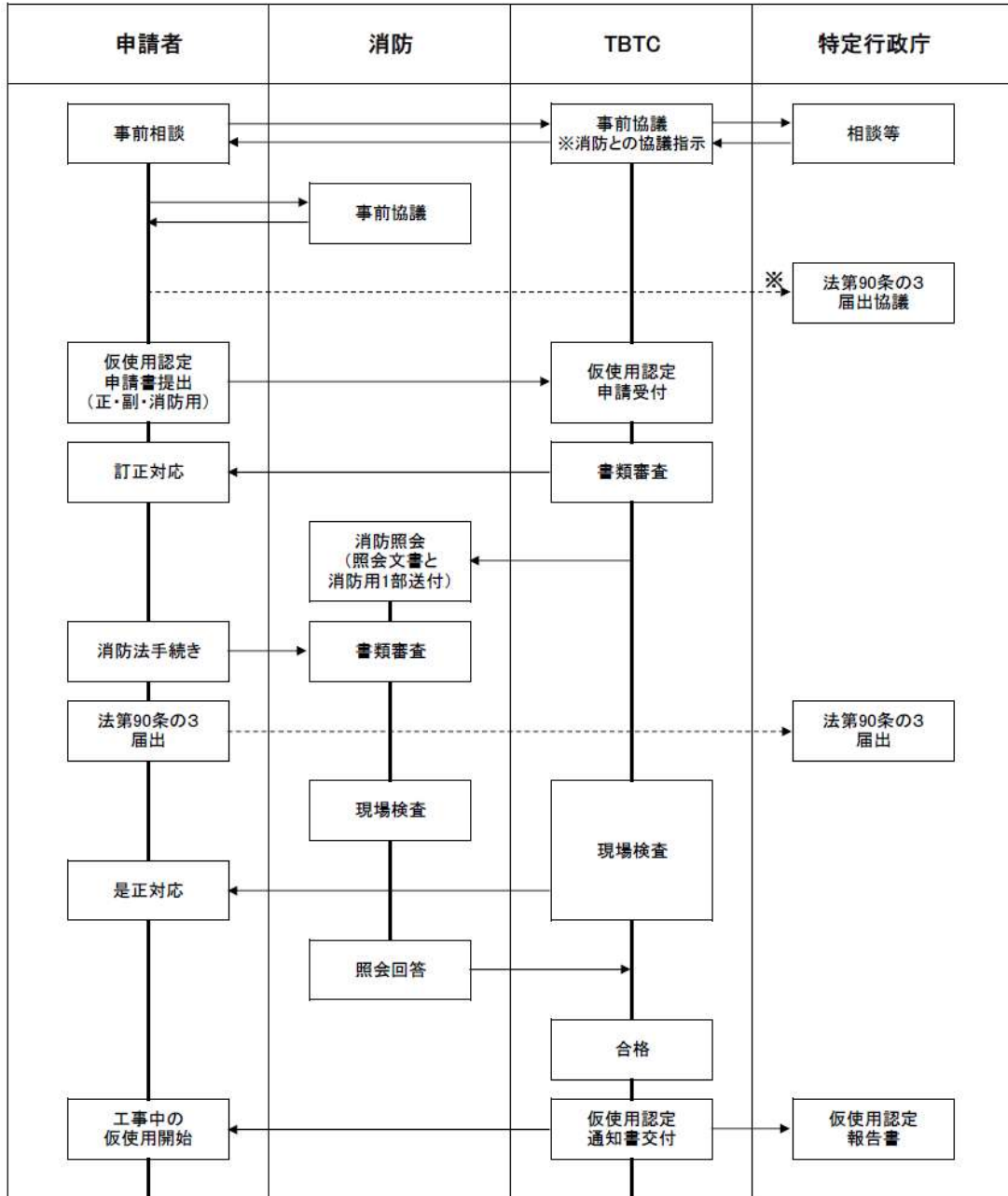
	書類	申請様式	関連事項	提出部数	提出時期
1	仮使用認定申請書 第一面～第二面	TBTC 第 73 号	・第一面から第二面へ必要事項をご記入ください。 ・第一面は押印をお忘れなくお願いいたします。	正副 2 部	申請時
2	委任状	TBTC 第 25-1 号	・建築主以外の代理人（建築士法上必要な資格を有する方）が申請する場合には必要となります。	正副 2 部	申請時
3	現場案内図		・現場責任者名および設計者名（検査に立ち会われる方）ならびにそれぞれの方の 連絡電話番号 も記載してください。 ・最寄駅より現場までの経路を記載してください。 ・現場事務所と建築場所が異なる場合、事務所の案内図もお願いします。	正本 1 部	申請時
4	請求書・引受承諾書の宛名等の連絡票	TBTC 第 37 号	・請求書・引受承諾書の宛名・送付先を記載していただく書類です。	正本 1 部	申請時
5	関係企業の届け	TBTC 第 66-1 号	・当該工事に係る業者を全て記載願います。	正本 1 部	申請時
6	軽微な変更説明書	TBTC 第 9-1	・直前の確認又は中間検査後において規則 3 条の 2 に該当する変更があった場合にのみ必要です。	正副 2 部	申請時
7	建築設備工事監理状況報告書（設備）	当社 HP ご参照	・書式は当社 HP よりダウンロードできます。	正副 2 部	申請時
8	建築工事施工結果報告書（構造） 鉄骨工事施工結果報告書（構造）	当社 HP ご参照	・書式は当社 HP よりダウンロードできます。 ※東京都の場合は、【建築基準法第 12 条 5 項に基づく】建築工事施工結果等の報告と建築材料試験の実務手引を参照してください。	正副 2 部	申請時
9	各階平面図		・縮尺、方位、間取、各室の用途、新築または避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分 ・仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 ・仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 ・第 1 第 3 項第 2 号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積 ・仮使用区画に用いる壁の構造 ・仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種類 ・仮使用区画を貫通する風道の配置 ・仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 ・給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材利用の種別	正副 2 部	申請時
10	二面以上の断面図		・仮使用区画に用いる床の構造 ・令第 112 条第 10 項に規定する外壁の位置及び構造 ・仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 ・給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別	正副 2 部	申請時

2015 年 11 月 16 日 制定

	書類	申請様式	関連事項	提出部数	提出時期
11	耐火構造等の構造詳細図		<ul style="list-style-type: none"> 仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法 	正副 2部	申請時
12	配置図		<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分 敷地境界線及び敷地内における建築物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分 	正副 2部	申請時
13	安全計画書		<ul style="list-style-type: none"> 工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要 ※建築基準法施行令第 147 条の 2 に規定する建築物を仮使用する場合にあっては、「安全計画書」に代えて建築基準法規則第 11 条の 2 第 1 項の表に掲げる「安全計画書（工事計画書）」	正副 2部	申請時

2015 年 11 月 16 日 制定

仮使用認定手続きフロー



※ 令第147条の2に該当する場合

【注意】

- ①建設地の特定行政庁等の取扱いがある場合は、それに従って手続きを進めてください。
- ②消防照会のフローについては、消防部局や申請案件によって異なることが考えられます。
- ③法第90条の3の届出が必要な場合は、当該建築物の使用を行う前に申請者が直接、特定行政庁へ届出を行う必要があります。事前の行政との協議は、早い段階で行っていただくよう誘導してください。
(法第90条の3の届出)
令第147条の2に規定する建築物の新築又はこれらの建築物の工事で避難施設等に関する工事の施工中にこれを使用する場合は、あらかじめ、当該建築主は当該工事中の安全上の措置等に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

＜参考 指定確認検査機関等の仮使用認定 基準の適用の考え方（イメージ）＞

〔 基準告示（平成 27 年国土交通省告示第 247 号）第 1 の基準に
ついては、以下のイメージのように新築、増改築を判断し、適用する。 〕

